

(災害手術給付金が支払われる場合)

第18条 会社は、被保険者が、第14条に規定する災害入院給付金の支払を受けられる入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該災害入院給付金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、別表2に掲げる手術を受けたとき、手術の種類に応じて別表2記載の災害手術給付金を支払います。ただし、第21条に規定する給付金支払限度の範囲内とします。なお、保険契約消滅後に手術を受けた場合は、災害手術給付金を支払いません。

2. 前項にいう手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの処置を施すことをいい、吸引、穿刺などの処置及び神経ブロックは除きます。
3. 第1項の規定により、1事故の入院期間中、2回以上の手術を受けた場合は、会社はそのうち最も高い金額の災害手術給付金のみを支払います。

(災害手術給付金を支払わない場合)

第19条 会社は、被保険者が次の各号に掲げる事由による傷害またはこれらの事由を原因として手術をした場合、災害手術給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 無免許、酒気帯びまたは薬物の影響下で運転している間に生じた事故
- (4) 脳疾患、心神喪失、精神障害、アルコール依存、薬物依存
- (5) 地震、噴火または津波
- (6) 戦争、変乱、テロ行為、放射能汚染
- (7) 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち」)、腰痛で医学的他覚所見が認められないもの
- (8) 危険な職業に従事し、それを原因とした事故
危険な職業は別表4によります。

前記における主な用語の説明は別表5の通りです。

(第9条・第13条・第15条・第17条・第19条関係)

(給付金支払限度)

第21条 一の保険期間の保険契約により支払われる疾病入院給付金、がん入院給付金、災害入院給付金、災害通院給付金、災害手術給付金については、これらのすべてを合計して80万円を限度とします

(保険料の払込猶予期間及び保険契約の失効)

第27条 第25条第1項第(2)号及び第(3)号に規定する保険料の払込みについて振替られなかった場合は、保険料の未入金が生じた月の翌月1日から末日までの期間を払込猶予期間として保険料の払込みを猶予します。

2. 前項に定める払込猶予期間内における保険料の口座振替は、前月分未払込保険料と当月分保険料を併せて行います。
3. 第25条第1項第(3)号に規定する保険料の払込みについて払込猶予期間内に払い込むべき保険料が払い込まれなかった場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。
4. 前項の規定により保険契約が失効した日以後に生じた保険(給付)金の支払事由については、会社はいかなる場合においても保険(給付)金を支払いません。

(時効)

第45条 保険(給付)金を請求する権利は、保険(給付)金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。